

第5編 災害復旧・復興計画

第5編 災害復旧・復興計画 目次

第1章 被災者の生活の安定.....	1
第1節 罹災証明書等の発行等	1
第2節 被災者の生活確保	4
第2章 被災者の心身のケア	9
第1節 被災者生活再建窓口の開設	9
第2節 被災者健康維持活動	11
第3章 被災者の住まいの再建の支援	13
第1節 被災者生活再建支援金	13
第2節 住宅の確保	15
第4章 まちの復旧及び経済の振興対策.....	16
第1節 公共施設等の復旧	16
第2節 激甚災害の指定	20
第3節 被災中小企業の振興	25
第4節 被災農林業者への融資	26
第5章 災害復旧・復興計画.....	27
第1節 災害復旧・復興方針の策定.....	27
第2節 災害復旧・復興計画の策定.....	29
第6章 特定大規模災害発生時の復興計画	31
第1節 復興対策本部及び復興基本方針等	31
第2節 特定大規模災害発生時における復興計画の作成	33
第3節 復興整備事業における各種特例措置	35

第1章 被災者の生活の安定

項 目	実施担当
第1節 罹災証明書等の発行等	被害調査班
第2節 被災者の生活確保	本部班、総務班、被害調査班、救援班

第1節 罹災証明書等の発行等

実施担当	被害調査班
計画方針	・各種の被災者に対し早期に支援措置を講じるため、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書等の交付体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書等を交付する。

1. 罹災証明書の発行

総務部被害調査班は、被災者から罹災証明書発行の申請があった場合には、次の要領により、罹災証明書を発行する。

また、被害認定調査を行う際は、原則として内閣府が採用している様式及び手法を用いて調査するとともに、必要に応じて、航空写真や被災者が撮影した写真、応急危険度判定の判定結果等を活用する。

(1) 証明の範囲

罹災証明書の発行は、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害で、次の事項について証明する。

ア. 住 家

(ア) 全壊、全焼、流失

(イ) 大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、準半壊に至らない(一部損壊)、半焼

(ウ) 床上浸水、床下浸水

イ. 人

(ア) 死 亡

(イ) 行方不明

(ウ) 負 傷

なお、被災者は、罹災証明書の判定に不服がある場合、及び物理的に調査ができなかった家屋について、再調査を申し出ることができる。

総務部被害調査班は、申し出のあった被災者の当該家屋について、迅速に再調査を行い、判定結果を当該被災者に連絡するとともに、必要に応じて、罹災台帳を修正する。

(2) 罹災台帳の作成

家屋台帳及び住民基本台帳から全世帯について罹災台帳を作成し、下記の調査結果に基づき、必要事項を記入する。

- ア. 情報収集部情報収集整理班が収集した人的被害の状況
- イ. 総務部被害調査班が実施した住家の被害状況調査の結果
- ウ. 建設部調査復旧班が実施した民間建築物の応急危険度判定の結果

(3) 罹災証明書の発行手続き

ア. 罹災証明書発行申請に対して、罹災台帳により確認のうえ、遅滞なく発行するとともに、その旨を罹災証明書交付簿に記録する。

ただし、火災による罹災証明書は、消防部が発行する。

イ. 罹災台帳により確認できないときは、申請者の立証資料をもとに判断して、罹災届出証明書を発行する。

この場合、その後の調査によって確認した場合は、罹災証明書に切り替え発行する。

※罹災届出証明書は、罹災の状況について、その確認が困難な場合において、罹災の届出があったことを証明する。

ウ. 被災住家の罹災証明書の発行は、原則として1世帯あたり1枚とする。

なお、やむを得ない理由のある場合は、写しに証印のうえ再交付する。

(4) 証明手数料

罹災証明書の発行については、証明手数料は徴収しない。

(5) 罹災証明書発行に関する広報

罹災証明書の発行及び再調査の受付を円滑に行うため、罹災証明書に関する相談窓口を設置するとともに、おおむね以下のとおり広報紙等により、被災者への周知を図る。

- ア. 調査の進捗状況
- イ. 罹災証明書の内容
- ウ. 調査に不服のあるときの申請方法
- エ. 家屋被害認定調査と被災建築物応急危険度判定との相違点等

2. 被災証明書の発行

総務部被害調査班は、罹災証明書の発行に至らない被災状況であって、被災者から各種援助制度の申請手続きに必要な被災証明書の交付申請があった場合、現地調査の結果や写真等の申請者の立証資料をもとに判断したうえで、被災証明書を発行する。

※被災証明書は、住家、住家以外の家財、車、店舗、工場等が被災した事実を証明する。（人、土地等は対象外）

3. 被災者台帳の作成

総務部被害調査班は、災害による被災者に対する総合的かつ効率的な援護実施の基礎とするため、被災者に関する情報を一元整理した被災者台帳を作成する。

また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術の活用を検討する。

被災者台帳の作成は、総務部被害調査班が関係各部各班等の協力を得て、おおむね以下の資料に基づき行う。

■被災者台帳作成の基本となる資料

項目	資料名	担当部班
基本となる資料	住民基本台帳	市民部市民班
付加すべき資料	指定緊急避難場所・指定避難所の収容者名簿	救援部救援班 避難部避難所班
	医療救護班の診療記録	救援部救援班
	助産台帳	救援部救援班
	罹災台帳	総務部被害調査班
	行方不明者名簿	情報収集部情報收集整理班
	遺体処理台帳	市民部環境班
	埋葬台帳	市民部環境班
	火災証明発行台帳	消防部

<資料編>

資料 10-2 罹災証明書

資料 10-3 罹災届出証明書

資料 10-4 被災証明書

第2節 被災者の生活確保

実施担当	本部班、総務班、被害調査班、救援班
計画方針	・被災者の生活の安定を図るため、雇用対策の促進に努める。 ・被災者の被害の程度に応じ、市税の減免・徴収猶予、資金の貸付、弔慰金・見舞金の支給等を行う。

市は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。

1. 雇用対策

(1) 事業者への雇用維持の要請

市は、失業者の発生を未然に防ぎ、被災者の経済的な生活基盤を確保し、迅速な生活再建を図るため、被災者向け救援を行うに当たっては、市内被災事業者の復旧の妨げにならないよう留意し、可能な限り市内事業者・被災者の活用・雇用に努めるとともに、県と連携し、市内の事業主や経済団体等に対し、雇用の維持を要請する。

(2) 職業のあっせん等の要請

市は、災害により離職を余儀なくされた被災者の生活再建を図るため、県と連携し、奈良労働局（職業対策課）に対し、以下の事項の実施について要請する。

ア. 災害による離職者の把握

イ. 求人開拓による就職先の確保

ウ. 広域的な職業紹介による就職機会の提供

エ. 早期再就職を促進するため、公共職業安定所（ハローワーク大和高田）に被災者のための臨時職業相談窓口の設置

オ. 離職者の再就職促進のための就職説明会等の開催

奈良労働局は、災害による離職者の実態把握に努め、就職について公共職業安定所（ハローワーク大和高田）を通じて、速やかにあっせんを行う。

また、災害により失業の認定日に出頭できない受給資格者に対しては、事後に公的機関の発行する証明書（罹災証明書等）により、失業の認定を行い、給付を行う。

(3) 雇用保険の失業等給与に関する特例措置

公共職業安定所は、災害救助法第2条の規定に基づき指定された区域に所在する雇用保険適用事業所に雇用される被保険者（日雇用労働被保険者を除く）が、当該事業所が災害により事業を休止または廃止し休業するに至ったため、一時的に離職を余儀なくされた場合であって、離職前の事業主に再雇用されることが予定されている者は、雇用保険上の失業者として取扱い、雇用保険法に基づく基本手当（傷病手当を含む）を支給する。

また、失業により基本手当受給中の者が災害により認定日に出向いて行くことが出来ない場合には、事後に証明書により基本手当を支給する。

2. 災害弔慰金等

「災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）」に基づき、条例に定めるところによって、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給、災害援護資金の貸付を行う。

(1) 災害弔慰金

自然災害により死亡した者がある場合に、市長がその遺族に対して、災害弔慰金を支給する。

(2) 災害障害見舞金

自然災害により精神若しくは身体に著しい障害を受けた者に対し、市長が災害障害見舞金を支給する。

(3) 災害援護資金

災害救助法が適用された自然災害により、世帯主が負傷を負い、または家財等に相当度の被害を受けた世帯に対し、生活の立て直しに必要な資金として、市長が災害援護資金の貸付を行う。

3. 災害復興住宅融資

住宅に被害を受けた者に対しては、独立行政法人住宅金融支援機構法の規定により、災害復興住宅の建設、購入または補修に必要な資金の貸付が行われる。

4. 生活福祉資金

低所得者世帯（資金の貸付にあわせて必要な援助及び指導を受けることにより、独立自活できると認められる世帯であって、独立自活に必要な資金の融資を他から受けることが困難であると認められるものをいう）であって、災害を受けたことによる困窮から自立更生するのに必要な

者に対して貸付を行う。

県社会福祉協議会は、災害により被害を受けた低所得者に対して、速やかに自立更生させるため、生活福祉資金貸付規程による災害援護資金の貸付を行う。

なお、災害弔慰金の支給に関する法律に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯は、原則として生活福祉資金の災害援護資金及び住宅資金の貸付対象とならない。

※生活福祉資金の貸付制度要綱（平成21年7月28日厚生労働省社援0728第9号）

5. 母子・父子・寡婦福祉資金

配偶者のない女子・男子であって、現に未成年者（20歳未満の児童）を扶養している者、またはかつて母子家庭及び父子家庭であった者に対して、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している未成年者または寡婦の福祉を増進するために活用する場合に対して、県が貸付ける。

一般的な融資制度であるが、災害の場合には、措置期間を延長することができる特例措置がある。

※「母子及び父子並びに寡婦福祉法」（昭和39年法律第129号）

6. 生活保護

生活保護法に基づく保護の要件を備えた被災者に対して、災害救助法が適用されない場合、災害によって失った最低生活に直接必要な布団類、日常着用する被服について特別基準を設定し、申請に基づいて範囲内で支給する。

※「生活保護法」（昭和25年法律第144号）

7. 義援金品の配分

災害の発生に伴い、市民、他府県市町村等から被災者あてに寄託された義援金品は、迅速かつ適切に被災者に配分する。

県は、被災地の状況に応じ、被災者への公平性に配慮して義援金の配分を行うため、学識経験者、義援金募集機関代表、被災地関係者、福祉団体代表等で構成する配分委員会を設置し、その事務局を担当する。

（1）義援金の配分

市は、義援金配分委員会で定めた配分方法や伝達方法に基づき、所定の手続きを経て被災者に情報を提供し、配分する。

なお、市が独自に募集した義援金の配分については、市が定めるところにより行う。

(2) 義援品の配分

ボランティア等の協力を得て、要配慮者を優先して配分する。

(3) 義援品の保管

義援品の保管については、配分が完了するまで公共施設に一時保管場所を確保する。

8. 郵便事業の特例措置

日本郵便株式会社においては、災害が発生した場合において、災害の態様及び公衆の被害状況など被災地の実情に応じ、郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を実施する。

9. 租税の徴収猶予及び減免

市は、被災した納税義務者または特別徴収義務者に対し、地方税法または香芝市税条例により、市税の緩和措置を図るため、事態に応じて納税期限の延長、徴収猶予及び減免の措置をとる。

(1) 納税期限の延長

災害により、納税義務者が期限内に申告その他書類の提出または市税を納付できないと認められるときは、その申請により2箇月を越えない期限においてこれらの納税期限を延長する。

(2) 徴収猶予

災害により財産に被害を受けた納税義務者が、市税を一時に納付し、または早急に納付することができないと認められるときは、その者の申請に基づき、1年以内において徴収を猶予する。

なお、やむを得ないと認められるときは、さらに1年以内の延長を行う。

(3) 滞納処分の執行の停止等

災害により滞納者が無財産になる等の被害を受けた場合は、滞納処分の停止、換価の猶予、延滞金の減免等の適切な措置をとる。

(4) 減免等

被災した納税義務者に対して必要と認められる場合は、固定資産税等の減税及び納入義務の免除を行う。

10. その他の減免等

- ア. 国民健康保険料の減免及び徴収猶予
- イ. 国民年金保険料の免除
- ウ. 保育所・幼稚園保育料の減免
- エ. JR運賃の減免
- オ. 学校給食費の減免
- カ. し尿汲取り料の減免
- キ. 上下水道料金の減免
- ク. 介護保険料の減免及び徴収猶予
- ケ. 後期高齢者医療保険料の減免及び徴収猶予
- コ. 定期予防接種料金の免除

第2章 被災者の心身のケア

項 目	実施担当
第1節 被災者生活再建窓口の開設	本部班
第2節 被災者健康維持活動	救援班

第1節 被災者生活再建窓口の開設

実施担当	本部班
計画方針	・被災者生活再建相談窓口を開設し、災害によって家や財産が滅失した被災者の不安や悩みを解消し、生活再建を支援する。

1. 生活相談体制の整備

災害により被害を受けた市民が、生活の再建ができるように各種生活相談に応じるため、相談窓口を設置するとともに、速やかに事務処理が行える体制を整えるように努める。

(1) 相談窓口の設置

被災者の住宅、医療、法律など生活全般に関する各種相談に対し、迅速で的確な対応に努める。

(2) 相談内容

- ア. 行方不明者の搜索等に関する事。
- イ. 被災住宅の修理及び仮設住宅のあっせんに関する事。
- ウ. 建物被害判定、罹災証明書等の発行に関する事。
- エ. ライフラインの復旧に関する事。
- オ. 各種法律相談に関する事。
- カ. 税等に関する事。
- キ. 生業資金のあっせん、融資に関する事。
- ク. 義援金品の支給に関する事。
- ケ. 要配慮者等の福祉に関する事。
- コ. その他、生活再建に必要な事項に関する事。

(3) 相談スタッフの充実

ア. 相談内容に的確に対応するため、市以外の関係機関と連携するとともに、民間の専門スタッフの協力を得るように努める。

イ. 相談体制の充実を図るため、手話通訳者、外国語通訳者の配置に努める。

第2節 被災者健康維持活動

実施担当	救援班
計画方針	・被災者の健康状態、栄養状況を十分に把握するとともに、中和保健所、医師会等関係機関の協力を得て、助言、加療等、被災者の健康維持に必要な活動を実施する。

1. 巡回相談等の実施

被災者の健康維持等を図るための巡回相談等の実施においては、以下に示す事項について、県や関係機関と協力して行う。

ア. 被災者の健康管理や生活環境の整備を行うため、応急仮設住宅、被災地区等において、保健師等による巡回健康相談、訪問指導、健康教育、健康チェック等を実施する。

その際、女性相談員も配置するよう配慮する。

イ. 被災者の栄養状況を把握し、食生活に関するボランティア等の協力を得て、不足しやすい栄養素を確保するための調理方法等の指導を行う。

ウ. 高度医療を要する在宅療養者を把握し、医師と連携しながら適切な指導を行う。

2. メンタルケアの充実

災害による心的外傷後ストレス障害(PTSD)や生活の激変による依存症等、被災者は様々な精神症状に陥ることがある。

これらの症状には、個別的な対応を行うことが必要であり、被災者が精神的に癒され、生きる目的を見つけ、生活再建の意欲を持つことができるよう、県や関係機関と協力し、速やかに次の対策を講じる。

ア. 精神科医、保健師、臨床心理士等による巡回相談

イ. 総合福祉センターにおける精神保健福祉相談及び保健センターにおける心の健康相談

ウ. 小・中学校での児童カウンセリングの実施

エ. 広報紙及びSNSによる情報提供

3. 女性のための相談窓口の設置

災害によって生じた夫婦、親子関係、指定避難所等における女性の悩みについて、女性専門相談員による相談窓口を設置し、活動を実施する。

ア. 電話相談、面接相談

イ. 心の悩み、DV（ドメスティックバイオレンス）相談

ウ. 法律相談

第3章 被災者の住まいの再建の支援

項 目	実施担当
第1節 被災者生活再建支援金	本部班、総務班、被害調査班
第2節 住宅の確保	調査復旧班

第1節 被災者生活再建支援金

実施担当	本部班、総務班、被害調査班
------	---------------

計画方針	・被害状況を取りまとめ県へ報告を行うとともに、「被災者生活再建支援法」に基づく適切な措置を行い、被災者に対して支援金を支給する。 ・被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。
------	--

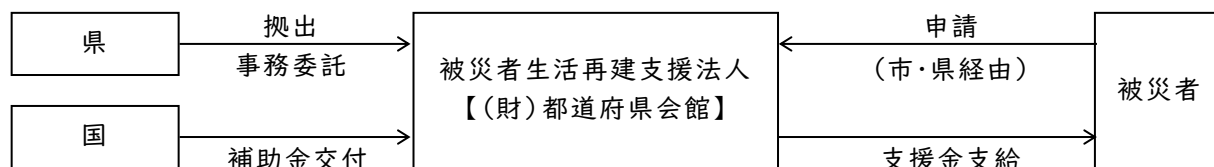
1. 被災者生活再建支援金

被災者生活再建支援金は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者であって、経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難な者に対し、「被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）」に基づき、県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用し支給する。

■支援金支給の仕組み

実施主体は県であるが、支援金の支給に関しては、県から当該事務の全部を委託された被災者生活再建支援法人が、県により拠出された基金を活用して行う。

支給の仕組みは下図のとおり。



（所管・内閣府）（支援金の1/2）

第 5 編 災害復旧・復興計画

第 3 章 被災者の住まいの再建の支援 第 1 節 被災者生活再建支援金

<資料編>

資料 10-1 被災者生活再建支援制度の概要

第2節 住宅の確保

実施担当	調査復旧班
計画方針	・県及び関係機関と連携のうえ、応急住宅対策に引き続いて、被災者の恒久的な住宅確保支援策として、必要に応じて公営住宅等への特別入居等を行う。 ・復興過程における被災者の居住の安全を図るため、公営住宅等の空き家活用、仮設住宅等の提供等を行うとともに、自力で住宅を確保する被災者に対しての支援を行う。

1. 公営住宅の確保

市は、損壊した公営住宅を速やかに補修するとともに、関係機関と調整のうえ、被害状況に応じて公営住宅の供給計画を樹立し、住宅供給を促進する。

また、既存の空き家もしくは建設中の住宅について、可能な限り被災住民の住宅として活用できるよう配慮する。

2. 住宅の修理及び建設費の融資

「災害救助法」の適用を受けた災害によって住宅に被害を受けた場合は、独立行政法人住宅金融支援機構が「独立行政法人住宅金融支援機構法」（平成17年法律第82号）に基づいて行う、住宅の建設資金または補修資金の融資を受けることができる。

なお、県は、あらかじめ締結している住宅金融支援機構との「災害時における住宅復興に向けた協力に係る基本協定」に基づき、災害復興住宅融資に係る臨時相談窓口を設置する。

3. 大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法の適用申請

市は、建物の復興に伴い借地・借家関係を巡る混乱が相当予想され、被災者の住居、営業等の生活の安定が阻害されるおそれがある場合は、県を通じて国に法の適用検討を要請する。

第4章 まちの復旧及び経済の振興対策

項 目	実施担当
第1節 公共施設等の復旧	関係各部各班
第2節 激甚災害の指定	本部班
第3節 被災中小企業の振興	市民班、総務班
第4節 被災農林業者への融資	調査復旧班、総務班

災害時において市民生活が大混乱し、社会不安が増長されることがしばしば見受けられる。

市民生活の早期安定を図り、社会経済活動を回復させるための復旧対策を以下のように実施する。

なお、大規模災害が発生した場合の復旧等については、労働力の不足、資材の払底等のため工事が円滑に実施できないこと等も予想されるため、国・県の権限代行制度等も含めて、このような事態を想定して十分検討しておく。災害対策用予算措置、支出命令及び収入手続については、市本部の各組織が行うものとし、緊急対応として、一者随意契約及び請書のみによる対応も可とするほか、平常時の契約事務に関するものは、入札の延期、契約決定の延期及び契約解除により対応する。

第1節 公共施設等の復旧

実施担当	関係各部各班
------	--------

計画方針	・災害により被災した公共施設の復旧は、災害復旧事業の実施責任者において、応急措置を講じた後、再度の被害発生を防止するために各施設の原形復旧を考慮して、必要な施設の新設、改良を行う等の事業計画を速やかに確立し、経済的、社会的活動の早急な回復と民心の安定を図るよう迅速に実施する。
------	--

1. 災害復旧事業計画

被災箇所は原形に復旧することが原則であるが、再度の被害発生を防止する必要上改良を要すると認められる箇所については検討のうえ、復旧計画を樹立する。

その際は、県と十分協議し、計画の樹立に努めるとともに、国または県が費用の一部または全部を負担または補助するものについては、査定実施が速やかに行えるよう努める。

2. 災害復旧事業の種類

公共施設の災害復旧事業の種類は、おおむね以下のとおりであり、応急対策後に被害状況を的確に調査・把握し、それぞれが管理する公共施設等の復旧事業計画を作成する。

ア. 公共土木施設災害復旧事業（関係省庁：国土交通省、農林水産省）

- （ア）河川災害復旧事業
- （イ）砂防施設災害復旧事業
- （ウ）治山施設災害復旧事業
- （エ）道路災害復旧事業
- （オ）急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業
- （カ）下水道災害復旧事業
- （キ）公園災害復旧事業

イ. 農林水産共同利用施設災害復旧事業（関係省庁：農林水産省）

ウ. 文教施設等災害復旧事業（関係省庁：文部科学省）

- （ア）公立学校施設災害復旧事業
- （イ）その他（文化財等）

エ. 厚生施設等災害復旧事業（関係省庁：厚生労働省）

- （ア）社会福祉施設等災害復旧事業
- （イ）環境衛生施設等災害復旧事業
- （ウ）医療施設災害復旧事業
- （エ）その他（上水道施設、感染症指定医療機関）

オ. その他の施設に係る災害復旧事業（関係省庁：国土交通省）

- （ア）都市施設災害復旧事業（街路、都市排水施設等）
- （イ）公営住宅災害復旧事業
- （ウ）鉄道災害復旧事業

3. 災害復旧に係る財政援助の確保

災害が発生した場合は、速やかに災害復旧に必要な資金需要額を把握し、早期にその財源確保に努める。

災害復旧事業に関する国の財政援助は次のとおりである。

■災害復旧事業財政援助

事業名	国の財政援助等	
	通常災害	激甚災害
公共土木施設災害復旧事業	公共土木施設災害復旧事業 費国庫負担法第3条	激甚災害法第3条第1 項

事業名	国の財政援助等	
	通常災害	激甚災害
公立学校施設災害復旧事業	公立学校施設災害復旧費国庫負担法第3条	同上 第3条第1項
公営住宅災害復旧事業	公営住宅法第8条	同上 第3条第1項
農林水産共同利用施設災害復旧事業	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律第3条	激甚災害法第6条
都市施設災害復旧事業（街路、公園、公共下水道、都市下水路）	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第3条	激甚災害法第3条第1項
生活保護法により設置された保護施設災害復旧事業	生活保護法第75条	同上 第3条第1項
児童福祉施設災害復旧事業	予算補助	同上 第3条第1項
老人福祉施設災害復旧事業	老人福祉法第26条	同上 第3条第1項
身体障がい者更生援護施設災害復旧事業	身体障がい者福祉法第37条、第37条の2	同上 第3条第1項
知的障がい者援護施設災害復旧事業	知的障がい者福祉法第25条、第26条	同上 第3条第1項
感染症指定医療機関災害復旧事業	感染症予防法第61条、第62条	同上 第3条第1項
感染症予防事業	同上	同上 第3条第1項
医療施設等災害復旧事業	予算補助	予算補助
堆積土砂排除事業	予算補助	激甚災害法第3条第1項
湛水排除事業	—	同上 第3条第1項
天災融資制度	天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法第3条	激甚災害法第8条第1項
中小企業信用保険法による災害関係保証	中小企業信用保険法第3条	激甚災害法第12条
小規模企業者等施設導入資金助成法による貸付金	—	同上 第13条
事業協同組合等施設災害復旧事業	—	同上 第14条
中小企業者に対する資金の融通	—	同上 第15条
公立社会教育施設災害復旧事業	—	同上 第16条
私立学校施設災害復旧事業	—	同上 第17条
水防資材費	水防法第44条	同上 第21条
罹災者公営住宅建設事業	公営住宅法第8条第1項	同上 第22条

事業名	国の財政援助等	
	通常災害	激甚災害
産業労働者住宅建設資金の融通	—	同上 第23条
上水道・簡易水道災害復旧事業	予算補助	予算補助
廃棄物処理施設災害復旧事業	同上	同上
災害等廃棄物処理事業	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第22条	同上
火葬場災害復旧事業	予算補助	同上
公的医療機関災害復旧事業	同上	同上
災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付	災害弔慰金の支給等に関する法律第7条	
災害特例債	—	小災害特例債、歳入欠かん債、災害対策債
交付税措置	災害に伴う普通交付税の繰り上げ交付	

第2節 激甚災害の指定

実施担当	本部班
計画方針	・激甚災害が発生した場合は、迅速に「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」による援助、助成等を受けて、適切な復旧計画を実施する。

1. 激甚災害の指定促進措置

著しく激甚である災害が発生した場合には、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）」（以下「激甚災害法」という。）に基づいて、市では被害の状況を速やかに調査し把握するとともに、県を通じて早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置する。

なお、市職員は激甚災害指定手続等に関して十分に理解し、迅速に対応できる体制を整備する。

2. 特別財政援助の交付手続き

市は、激甚災害または局地激甚災害の指定を受けた場合は、速やかに特別財政援助額の交付に関わる調書を作成し、県に提出する。

3. 激甚災害法に定める事業

激甚災害に関わる財政援助措置の対象は次のとおりである。

（1）公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- ア. 公共土木施設災害復旧事業
- イ. 公共土木施設災害関連事業
- ウ. 公立学校施設災害復旧事業
- エ. 公営住宅災害復旧事業
- オ. 生活保護施設災害復旧事業
- カ. 児童福祉施設災害復旧事業
- キ. 老人福祉施設等災害復旧事業
- ク. 身体障がい者更生援護施設等災害復旧事業
- ケ. 障がい者支援施設等災害復旧事業
- コ. 婦人保護施設等災害復旧事業

- サ. 感染症指定医療機関災害復旧事業
- シ. 感染症予防事業
- ス. 堆積土砂排除事業（公共的施設区域内・公共的施設区域外）
- セ. 湛水排除事業

(2) 農林業に関する特別の助成

- ア. 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
- イ. 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- ウ. 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
- エ. 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
- オ. 森林組合等の行なう堆積土砂の排除事業に対する補助
- カ. 土地改良区等の行なう湛水排除事業に対する補助
- キ. 森林災害復旧事業に対する補助

(3) 中小企業に関する特別の助成

- ア. 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
- イ. 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

(4) その他の特別の財政援助及び助成

- ア. 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- イ. 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
- ウ. 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
- エ. 母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付けの特例
- オ. 水防資材費の補助の特例
- カ. 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
- キ. 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等
- ク. 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

■ 激甚災害の指定基準

適用すべき措置	指 定 基 準
法第2章(3条~4条) 公共土木施設災害 復旧事業等に関する 特別財政援助	次のいずれかに該当する災害 A 基準 査定見込額>全国標準税収入×0.5% B 基準 査定見込額>全国標準税収入×0.2% かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上 (1)都道府県分の査定見込額>当該都道府県標準税収入×25% または (2)都道府県内市町村分の査定見込額 >都道府県内市町村の標準税収入額×5%

適用すべき措置	指 定 基 準
法第5条 農地等の災害復旧 事業等に係る補助の 特別措置	次のいずれかに該当する災害 A 基準 査定見込額>全国農業所得推定額×0.5% B 基準 査定見込額>全国農業所得推定額×0.15% かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上 (1)都道府県内査定見込額>当該都道府県の農業所得推定額×4% または (2)都道府県内査定見込額>10億円
法第6条 農林水産業共同利 用施設災害復旧事 業費の補助の特例	次の1または2の要件に該当する災害。ただし、当該施設に係る被害見 込みが50,000千円以下と認められる場合は除く。 (1) 激甚法第5条の措置が適用される激甚災害 (2) 農業被害見込額>全国農業所得推定額×1.5% で激甚法第8条の措置が適用される激甚災害
法第8条 天災による被害農林 漁業者等に対する資 金の融通に関する暫 定措置の特例	次のいずれかに該当する災害。ただし、高潮、津波等特殊な原因による激 甚な災害であって、災害の態様から次の基準によりがたい場合は、被害の 実情に応じて個別に考慮 A 基準 農業被害見込額>全国農業所得推定額×0.5% B 基準 農業所得推定額>全国農業所得推定額×0.15% かつ、次の要件に該当する都道府県が1以上 1つの都道府県の特別被害農業者>当該都道府県内の農業者×3%
法第10条 土地改良区等の行う 湛水排除事業に対す る補助	法第2条第1項の規定に基づき、激甚災害として政令で指定した災害 によるもの。 浸水面積(1週間以上)30ha以上の区域 排除される湛水量30万m ³ 以上 最大湛水時の湛水面積の50%以上が土地改良区等の地域であること
法第11条の2 森林災害復旧事業 に対する補助	次のいずれかに該当する災害。 A 基準 林業被害見込額>全国生産林業所得推定額×5% (樹木に係るもの) (木材生産部門) B 基準 林業被害見込額>全国生産林業所得推定額×1.5% (樹木に係るもの) (木材生産部門) かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上 (1)都道府県林業被害見込額 >当該都道府県生産林業所得推定額×60% (2)都道府県林業被害見込額>全国生産林業所得推定額×1%
法第12条 中小企業信用保険 法による災害関係保 証の特例	次のいずれかに該当する災害。 A 基準 中小企業関係被害額>全国中小企業所得推定額×0.2% B 基準 中小企業関係被害額>全国中小企業所得推定額×0.06% かつ、次の要件に該当する都道府県が1以上 1つの都道府県の中小企業関係被害額 >当該都道府県の中小企業所得推定額×2% または >1,400億円

適用すべき措置	指 定 基 準
法第 16 条 公立社会教育施設 災害復旧事業に対す る補助 法第 17 条 私立学校施設災害 復旧事業の補助 法第 19 条 市町村施行の感染 症予防事業に関する 負担の特例	激甚法第 2 章の措置が適用される場合適用 ただし、当該施設に係る被害または当該事業量が軽微であると認められ る場合は除外。
法第 22 条 罹災者公営住宅建 設事業に対する補助 の特例	次のいずれかに該当する災害。 A 基準 被災地全域減失住宅戸数 $\geq$ 4,000 戸 B 基準 次の 1、2 のいずれかに該当する災害 1 被災地全域減失住宅戸数 $\geq$ 2,000 戸 かつ、次のいずれかに該当するもの (1) 1 市町村の区域内の減失住宅戸数 $\geq$ 200 戸 (2) 1 市町村の区域内の減失住宅戸数 $\geq$ 10% 2 被災地全域減失住宅戸数 $\geq$ 1,200 戸 かつ、次のいずれかに該当するもの (1) 1 市町村の区域内の減失住宅戸数 $\geq$ 400 戸 (2) 1 市町村の区域内の減失住宅戸数 $\geq$ 20%
法第 24 条 小災害債に係る元利 償還金の基準財政 需要額への算入等	1 公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る措置については激甚 法第 2 章の措置が適用される場合適用 2 農地農業用施設等小災害に係る措置については激甚法第 5 条の措置 が適用される場合適用
上記以外の措置	災害発生都度の被害の実情に応じて個別に考慮される。

■局地激甚災害指定基準

適用すべき措置	指 定 基 準
法第 2 章 (第 3 条～4 条) 公共土木施設災害 復旧事業等に関する 特別財政援助	査定事業費 $>$ 当該市町村の標準税収入 $\times$ 50% (ただし、当該査定事業費 10,000 千円未満は除外) ただし、当該査定事業費の額を合算した額がおおむね 1 億円未満であ る場合を除く。 または、査定見込み額からみて明らかに基準に該当することが見込まれ る場合 (ただし、当該災害に係る被害箇所の数がおおむね 10 未満のものを除 く) 次のいずれかに該当する災害 ① 当該市町村の区域内における農地等の災害復旧事業に要する経費 の額 $>$ 当該市町村の農業所得推定額 $\times$ 10% (ただし、災害復旧事業に要する経費が 10,000 千円未満は除外) ただし、該当する市町村毎の当該経費の額を合算した額がおおむね 50,000 千円未満である場合を除く。 または

適用すべき措置	指 定 基 準
	当該市町村の漁業被害額＞農業被害額 かつ、漁船等の被害額＞当該市町村の漁業所得推定額の 10% （ただし、当該漁船等の被害額が 10,000 千円未満は除外） ただし、該当する市町村毎の当該漁船等の被害額を合算した額がおおむね 50,000 千円未満である場合を除く。 ② ①の農地等の災害復旧事業に要する経費の見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当すると見込まれる災害（ただし、当該災害に係る被害箇所数がおおむね 10 未満のものを除く）
法第 11 条の2 森林災害復旧事業 に対する補助	林業被害見込額＞当該市町村の生産林業所得推定額×150% （ただし、林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得推定額のおおむね 0.05%未満の場合は除く） かつ、要復旧見込面積が大火による災害にあっては、おおむね 300ha、その他の災害にあっては、当該市町村の民有林面積（人工林に係るもの）のおおむね 25%を超える場合。
法第 12 条 中小企業信用保険 法による災害関係保 証の特例	中小企業関係被害額＞当該市町村の中小企業所得推定額×10% （ただし、被害額が 10,000 千円未満は除外） に該当する市町村が1以上。 ただし、上記に該当する市町村の被害額を合算した額がおおむね 50,000 千円未満である場合を除く。
法第 24 条 小災害債に係る元利 償還金の基準財政 需要額への参入等	法第 2 章または 5 条の措置が適用される場合適用

第3節 被災中小企業の振興

実施担当	市民班、総務班
計画方針	・被災した中小企業関係者の再建を促進し、生産力の回復と経営の安定を図るために行われる支援が迅速かつ的確に行われるよう県に要請するとともに、関係団体等の協力を得て、支援制度についての必要な広報活動を積極的に行う。

1. 中小企業復興資金

被災した中小企業者に対する資金対策としては、普通銀行、商工組合中央金庫、日本政策金融公庫（国民生活事業、中小企業事業）の融資、信用保証協会による融資の保証等により、施設の復旧に必要な資金並びに事業費の融資が行われる。

市は、これらの融資制度を中小企業に周知するとともに、これらの融資が円滑に行われ、早期に経営の安定が得られるよう措置する。

2. 中小企業支援対策

ア. 被害を受けた事業者を対象として、窓口相談や巡回相談等を実施し、事業の再開・継続に向けた相談の受付及びニーズの把握を行う。

イ. 再建状況調査を随時実施し、被災した中小企業の再建状況の把握に努め、被災者のニーズを踏まえた事業再建と復興に向けた支援、地域特性を活かした産業振興への支援を行う。

第4節 被災農林業者への融資

実施担当	調査復旧班、総務班
計画方針	・被災した農林業関係者の再建を促進し、生産力の回復と経営の安定を図るために行われる支援が、迅速かつ的確に行われるよう県に要請するとともに、関係団体等の協力を得て、支援制度についての必要な広報活動を積極的に行う。

1. 農林業復興資金

災害により、農林業者等が被害を受け、経営に打撃を受けた場合に低利の資金を融資することにより、その経営を維持安定させることを目的として、天災融資制度、日本政策金融公庫の制度金融による救済措置が講じられる。

市は、これらの制度について、農林業関係者に周知徹底を図る。

ア. 金融機関（農協、銀行等）が被災農林漁業者に対して行う経営資金等の融通

農産物、畜産物等への被害が一定規模以上である場合は、「天災による被害農林漁業者に対する資金の融通に関する暫定措置法」の適用を受け、被害農林漁業者に対し経営に必要な資金の融通等の措置を講じる。（天災資金）

イ. 日本政策金融公庫が被災農林漁業者に対して行う融資

（ア）農林漁業施設資金（災害復旧）

（イ）農林漁業セーフティネット資金

（ウ）農業基盤整備資金（災害復旧）

（エ）林業基盤整備資金

第5章 災害復旧・復興計画

項 目	実施担当
第1節 災害復旧・復興方針の策定	本部班、情報収集整理班
第2節 災害復旧・復興計画の策定	本部班、情報収集整理班

総合調整部本部班は、被災地の復旧・復興に向けて、被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設復旧を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりをめざす。

なお、災害復旧・復興計画の策定、実施のとりまとめに関する連絡調整は、情報収集部情報収集整理班が行う。

第1節 災害復旧・復興方針の策定

実施担当	本部班、情報収集整理班
計画方針	・災害からの復興は、被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設復旧を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指す。

1. 基本方針の決定

市は、被災地の再建を行うため、被災の状況、地域の特性、被災住民及び公共施設管理者の意向等を勘案しながら、国や県、関係機関と協議を行うとともに、必要に応じて関係機関の代表者により構成する復興計画策定委員会を設置し、災害復興の基本方針を策定する。

その際、復旧・復興のあらゆる場に障がい者、高齢者、女性をはじめとする多様な視点を幅広く取り入れる。

また、基本方針を策定した場合には、速やかに市民に公表する。

2. 市民の合意形成

市は、被災地域の復旧・復興の主体は、その地域の市民であることから、早期にまちづくりに関する協議会等を設置するなど、市民の意見等を反映させながら、復旧・復興計画のあり方から、事業・施策の展開に至る災害復旧・復興のあらゆる段階において、市民の参加・協力を得て行う。

また、決定事項については速やかに公表し、周知徹底を図る。

3. 技術的・財政的支援

県は、市が円滑に復旧・復興対策を実施できるよう、必要に応じて、連絡調整や技術的支援等を行うための職員を派遣する。

また、必要に応じ、国や他の自治体に対し、職員の派遣その他の協力を求めるとともに、被災後できるだけ早い時期に財政需要見込み額を把握し、復興財源の確保を図るとともに、復旧・復興財源を確保するのに必要であると認められる場合は、復興基金の設立について検討する。

市は、県に対し、必要に応じて、情報提供、技術的・財政的支援の要請を行う。

第2節 災害復旧・復興計画の策定

実施担当	本部班、情報収集整理班
計画方針	・被災地の復旧・復興にあたっては、単に災害前の姿に戻すことにとどまるのではなく、総合的かつ長期的な視点に立って、より安全で快適な空間創造・市民生活を目指し、発災後、市民の意見を踏まえて復旧・復興計画を策定する。 ・その際は、障がい者、高齢者、女性をはじめとする多様な視点を幅広く取り入れられるよう、環境整備に努める。

1. 災害復旧・復興計画の策定

市は、生活及び事業活動の安定、公共施設の復興、災害に強いまちづくりを目指し、県と連携を図りながら、災害復旧・復興の基本方針を踏まえ、具体的な災害復旧・復興計画の策定を行う。

(1) 災害復旧・復興計画の基本的方向

- ア. 地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、都市構造や産業基盤等の改変を要するような高度かつ複雑な大規模事業となるため、災害復旧・復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ計画的に復興を進める。
- イ. 災害復旧・復興計画の迅速かつ的確な作成と遂行のため、広域調整、国・県との連携等の体制整備を行う。
- ウ. 市民の生活安全と環境保全に配慮した防災まちづくりを実施するため、市民に対して、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、市民側での多種選択肢、施策情報の提供等を行い、計画作成段階で復興後のあるべき姿を明確にして、市民の理解を求め、将来に悔いのないまちづくりを目指すよう努める。

(2) 災害復旧・復興計画に定める事項

- ア. 市街地復興に関する計画
- イ. 住宅復興に関する計画
- ウ. 産業復興に関する計画
- エ. 生活復興に関する計画
- オ. 上記各計画の事業手法、財源の確保、推進体制に係る事項

2. 復旧・復興対策体制の整備

市は、発災直後の救命・救急、応急復旧中心の体制（災害対策本部体制）から各種の復旧・復興対策を実施する体制へと円滑に移行（または併設）できるよう、県と連携して、災害の規模等に応じて、適宜復旧・復興本部等の体制を確立する。

なお、市は、以下の業務を必要に応じて復旧・復興対策体制において適宜実施する。

ア. 復旧・復興計画の策定

イ. 復旧・復興対策に必要な情報及び復旧・復興状況の収集及び伝達

ウ. 県その他の関係機関に対する復旧・復興対策の実施及び支援の要請

エ. 県の設立する復興基金への協力

オ. 復旧・復興計画の実行及び進捗管理

カ. 被災者の生活再建の支援

キ. 相談窓口等の運営

ク. 民心安定上必要な広報

ケ. その他の復旧・復興対策

第6章 特定大規模災害発生時の復興計画

実施担当	関係各部各班
計画方針	・特定大規模災害発生時における復興計画の作成について、「大規模災害からの復興に関する法律」の定めるところについて整理し以下に概略を示す。

第1節 復興対策本部及び復興基本方針等

特定大規模災害発生時における、復興対策本部及び復興基本方針等について、「大規模災害からの復興に関する法律」の第4条から第9条について整理し以下に示す。

1. 復興対策本部

国の復興対策本部は、本部に関係地方公共団体の長または優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する委員長及び委員 25 人以内により構成される復興対策委員会を設置し、次に掲げる事務をつかさどる。

- ア. 復興基本方針案の作成
- イ. 関係行政機関、関係地方行政機関、当該都道府県及び市町村等が実施する特定大規模災害からの復興のための施策の総合調整
- ウ. 復興基本方針に基づく施策の実施の推進
- エ. その他法令の規定によりその権限に属する事務

2. 復興基本方針等

(1) 復興基本方針

復興基本方針は、以下の事項を定める。

なお、国の復興対策本部は、復興基本方針を作成しようとするときは、あらかじめ復興対策委員会の意見を聴かなければならない。

- ア. 特定大規模災害からの復興の意義及び目標に関する事項
- イ. 特定大規模災害からの復興のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針
- ウ. 特定大規模災害を受けた地域における人口の現状及び将来の見通し、土地利用の基本的方向その他当該特定大規模災害からの復興に関して基本となるべき事項
- エ. 特定大規模災害からの復興のための施策に係る国と地方公共団体との適切な役割分担

及び相互の連携協力の確保に関する事項

オ.その他特定大規模災害からの復興に関し必要な事項

(2) 都道府県復興基本方針

特定大規模災害を受けた都道府県の知事は、復興基本方針に即して、都道府県復興基本方針を定めることができる。

都道府県復興基本方針にはおおむね次に掲げる事項を定める。

ア.特定大規模災害からの復興の目標に関する事項

イ.特定大規模災害からの復興のために都道府県が実施すべき施策に関する方針

ウ.当該都道府県における人口の現状及び将来の見通し、土地利用の基本的方針その他当該特定大規模災害からの復興に関して基本となるべき事項

エ.その他特定大規模災害からの復興に関し必要な事項

第2節 特定大規模災害発生時における復興計画の作成

特定大規模災害発生時における復興計画の作成について、「大規模災害からの復興に関する法律」の第10条から第11条について整理し以下に示す。

1. 復興計画を作成することができる市町村

次に掲げる地域のいずれかに該当する地域をその区域とする市町村は復興計画を作成することができる。

- ア. 特定大規模災害により土地利用の状況が相当程度変化した地域またはこれに隣接し、若しくは近接する地域
- イ. 特定大規模災害の影響により多数の市民が避難し、若しくは住所を移転することを余儀なくされた地域またはこれに隣接し、若しくは近接する地域（アに掲げる地域を除く。）
- ウ. イに掲げる地域と自然、経済、社会、文化その他の地域の特性において密接な関係が認められる地域であって、イに掲げる地域住民の生活の再建を図るための整備を図ることが適切であると認められる地域
- エ. その他特定大規模災害を受けた地域であって、市街地の円滑かつ迅速な復興を図ることが必要であると認められる地域

2. 復興計画の作成

(1) 復興計画に記載すべき事項

復興計画を作成することができる市町村は、国の復興基本方針、都道府県復興方針に即して、内閣府令で定めるところにより、単独で、または特定都道府県と共同して、復興計画を作成することができる。

復興計画には、次に掲げる事項を記載する。

- ア. 復興計画の区域（以下「計画区域」という。）
- イ. 復興計画の目標
- ウ. 当該特定市町村における人口の現状及び将来の見通し、計画区域における土地利用に関する基本方針その他当該特定大規模災害からの復興に関して基本となるべき事項
- エ. 復興計画の目標を達成するために必要な次に掲げる事業（以下「復興整備事業」という。）に係る実施主体、実施区域その他の内閣府令で定める事項
 - ・市街地開発事業
 - ・土地改良事業
 - ・復興一体事業
 - ・集団移転促進事業

- ・住宅地区改良事業
 - ・都市計画法第11条第1項各号に掲げる施設の整備に関する事業
 - ・小規模団地住宅施設整備事業
 - ・保安施設事業
 - ・液状化対策事業
 - ・造成宅地滑動崩落対策事業
 - ・地籍調査事業
 - ・その他住宅施設、その他の地域の円滑かつ迅速な復興を図るために必要となる施設の整備に関する事業
- オ.復興整備事業と一体となってその効果を増大させるために必要な事業または事務その他の地域住民の生活及び地域経済の再建に資する事業または事務に関する事項
- カ.復興計画の期間
- キ.その他復興整備事業の実施に関し必要な事項

(2)復興協議会

特定被災市町村等は、復興計画及びその実施に関し必要な事項について協議を行うため、復興協議会を組織することができる。

復興協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

- ア.特定被災市町村の長
- イ.特定被災都道府県の知事

また、必要に応じて、次に掲げる者を復興協議会の構成員として加えることができる。

- ア.国の関係行政機関の長
- イ.その他特定被災市町村等が必要と認める者

(3)復興計画の作成上留意すべき事項

特定被災市町村等が復興計画の作成上、特に留意すべき事項は以下のとおりである。

- ア.復興計画を作成しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の市民の意見を反映させるために必要な措置を講ずる。
- イ.復興計画に当該特定被災市町村等以外の者が実施する復興整備事業に係る事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、その者の同意を得なければならない。
- ウ.復興計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- エ.ウの規定は、復興計画の変更（内閣府令で定める軽微な変更を除く。）について準用する。

第3節 復興整備事業における各種特例措置

復興計画に基づく復興整備事業における各種特例措置は、以下のとおりである。

■法律の条項

- 【 土地利用基本計画の変更等に関する特例 】(第 12 条)
 - ・土地利用計画の変更
 - ・都市計画区域の指定、変更または廃止
 - ・都市計画の決定または変更
 - ・農業振興地域の変更
 - ・農用地利用計画の変更
 - ・地域森林計画区域の変更
 - ・保安林の指定または解除
- 【 復興整備事業に係る許認可等の特例 】(第 13 条)
- 【 土地区画整理事業等の特例 】(第 15 条)
- 【 土地改良事業の特例 】(第 16 条)
- 【 集団移転促進事業の特例 】(第 17 条)
- 【 住宅地区改良事業の特例 】(第 18 条)
- 【 地籍調査事業の特例 】(第 20 条)
- 【 不動産登記法の特例 】(第 36 条)
- 【 独立行政法人都市再生機構法の特例 】(第 37 条)
- 【 農業振興地域の整備に関する法律の特例 】(第 38 条)
- 【 都市計画法の特例 】(第 42 条)
- 【 砂防法の特例 】(第 44 条)
- 【 道路法の特例 】(第 46 条)
- 【 地すべり等防止法の特例 】(第 49 条)
- 【 下水道法の特例 】(第 50 条)
- 【 河川法の特例 】(第 51 条)
- 【 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律の特例 】(第 52 条)

